

機関番号：34404
 研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2009～2010
 課題番号：21730477
 研究課題名（和文） 仕事をもつ男性家族介護者の実態分析とその支援政策に関する研究
 研究課題名（英文） Research on actual conditions of male-caregivers who have works and policy of support
 研究代表者 森 詩恵（MDRI UTAE）
 大阪経済大学・経済学部・准教授
 研究者番号：30341283

研究成果の概要（和文）：

本研究の目的は、仕事をもつ男性家族介護者の介護・生活と仕事の関係を明らかにするため、介護支援専門員、介護職員、積極的にワーク・ライフ・バランスを推進しているA企業の担当者、仕事をもつ男性家族介護者にヒアリングを行った。調査結果としては、①介護保険制度が導入されて時間が経過したのちでも介護サービスへのアクセスの難しさ、②金銭的な面での負担、③男性が介護自体を行いにくい社会状況、④介護休業制度を利用しないでなんとか介護と仕事を両立させたいという気持ち、⑤仕事と介護の両立には、会社の配慮・相談できる上司の重要性等であった。

研究成果の概要（英文）：

A purpose of this study is what I investigate the actual conditions of work-life-care in male-caregivers who have works. The subjects of survey are care-managers, caregivers, the position of work-life-balance in A enterprise and male-caregivers who have work. As for the findings, five points of the following became clear. ①Difficulty of the service access, ②Too many defrayments, ③Social circumstances that man-caregivers don't care easily, ④Feelings that it wants to make them unite care to work without managing to use leave plan for nursing care, ⑤In coexisting of work and nursing, the consideration of the company and the superior with whom it can consult are important.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：(1) 高齢者福祉(2) 介護保険制度(3) 介護休業制度(4) 男性家族介護者(5) ワーク・ライフ・バランス

1. 研究開始当初の背景

高齢期において介護問題は生活不安の一つとしてあげられ、少子高齢化・核家族化のも

とで、「介護の社会化」を実現するため1997年に介護保険法が成立した。これは、介護サービスを利用しながら自らが望む地域で出来

るがきり自立した生活を送れる仕組みを整備するためであった。

しかし、「介護の社会化」を謳った介護保険制度も、要介護認定者数やサービス利用者数の増大をみれば導入以前よりサービス利用に対しての抵抗感は薄れたように思えるが、依然としてかなりの部分を家族によってカバーされているのが現状である。

介護は、これまで性別役割分業に基づいて女性である妻や子ども（嫁や娘）がその中心を担ってきた。しかし、女性の社会進出や核家族化によって、育児や介護にも男性の参加を求める声も大きく、またそうしなければ成り立たない状況もある。また、高齢者世帯や単身世帯の増加からみても、今後は女性の要介護者を男性（夫や息子）が介護することも考えられ、男性家族介護の増大は予測できよう。現に、平成19年国民生活基礎調査によれば、主な介護者のうち男性が占める割合は28.1%となっており年々増加の一途をたどっている。

一方で、2007年に決定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等においてもわかるように、現在は「働く者一人ひとりが、職業生活における各々の段階において、『仕事』と『仕事以外の活動』（家庭、地域、学習）を様々に組み合わせ、バランスのとれた働き方を安心・納得して選択していけるように」（「仕事と生活の調査に関する検討会議」より）、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重要視されている。

このように、男性家族介護者にとってこれまで女性の仕事とされてきた介護を担うことだけでもその厳しさは容易に予測できるうえに、一方で仕事では年齢的に役職などの重要な立場を背負っている場合が多く、介護休業制度は存在しても現実的にその両方を両立させることは非常に難しいのではないかと課題が浮かび上がってくる。さらに今後は、未婚化の進行によって、現在の男性家族介護者が抱える課題は、仕事をもつ未婚女性が親の介護を担う場合にも起こりうる問題としても考えられる。そのため、この研究は男性家族介護者の現状や課題が明らかになるだけでなく、わが国の総合的な介護者支援のあり方についてもその示唆を与えることができるといえよう。

2. 研究の目的

以上のような研究背景をもとに、本研究の目的は仕事をもつ男性家族介護者に焦点をあて、ヒアリング調査を通してその仕事と介

護・生活の実態を明らかにし、仕事と介護の両立を図るために必要な支援政策を検討することである。

3. 研究の方法

研究方法としては、社会福祉専門職及びA企業のワーク・ライフ・バランス担当部署、男性家族介護者へのヒアリング調査である。具体的なヒアリング対象者は、以下のとおりである。

- (1) 社会福祉専門職：介護支援専門員（3名）、介護職（2名）
- (2) 企業：積極的にワーク・ライフ・バランスを推進しているA企業の担当部署
- (3) 仕事をもつ男性家族介護者：同居で主に介護を行っている方（1名）、別居で主な介護者を行っている方（1名）、別居で介護者を支援している方（1名）、及び社会福祉専門職からの事例提供

(1)(2)に対しては、男性家族介護者の介護状況における現状と課題について、(3)に対しては介護を行うことになった背景、日常生活の状況、仕事と介護の両立、金銭面、介護の負担感などについてお聞きした。また、調査を実施するうえでは、個人情報保護の観点等から、プライバシーの保護には万全の注意を払った。さらに、調査実施の依頼には、文書を配布したうえでしっかりと説明し、調査対象者から了承を得た。

4. 研究成果

まず、これまで仕事をもつ男性家族介護者の介護・生活・仕事を取りまく状況がなかなか把握しにくかったため、仕事をもつ男性家族介護者で主に介護を担当されているBさんの事例をもとに、介護者Bさんとその妻（要介護者）の介護・生活実態とBさんの仕事状況を把握し、そのおかれている状況・課題を明らかにした。

Bさんの家族構成は、Bさん（60歳・介護者・職業：民間の葬祭業）、妻（61歳・要介護5）、妻の母（83歳・介護者）の3人暮らしである。現在、介護が必要となってから9年目となり、利用しているサービスは、デイサービスが週3回、デイケアが週2回、訪問看護が月2回、訪問リハビリが週1回、訪問歯科が週1回である。ショートステイは去年1回（1泊2日）利用したが、妻の状態が悪化したためそれ以降は利用していない。そのほかには、病院（精神科、肛門科、内科、歯科）へも通院している。

(1) 男性家族介護者Bさんの介護・生活実態

Bさんは、会社に勤めるかわら、妻の母と同居して協力しながら若年性認知症の妻の介護を行い仕事と介護を両立した生活を

送っている。1日の主な流れは、図表1のとおりである。

図表1 Bさんの妻の1日

時間	行動	備考
6:00	Bさん起床	
6:30 ～7:00	妻起床 オムツ交換	お風呂にてシャワー洗淨。全体にベビーパウダー、肛門付近にオイルを塗る
7:00 ～8:00	食事	全介助
～8:20	歯磨き 化粧	化粧水や乳液で顔のマッサージ後に化粧
～8:30	ヘアセット	肩、腕をもみほぐす
～8:50	洗濯	
～9:00	着替え	
9:00 ～ 17:00 ～ 19:30	外出・出勤 妻帰宅 電動いすにて休憩	妻デイサービスのお迎え（母見送り） Bさん出勤
19:00	Bさん帰宅	
19:30 ～ 21:00	食事	野菜中心。週3回は魚料理を出す。鶏肉、豚肉、牛肉も。赤ワイン200cc。 食事介助はBさん、食事準備は母が行う
～ 22:00	メイク落とし マッサージ (腕・足) 入浴	デイサービスでも入浴するが、就寝前には必ず入浴。
～ 22:20	顔の手入れ 歯磨き	肛門に薬。体全体にベビーパウダー。化粧水・乳液で顔のマッサージ。
	就寝	横になり、尿道付近に薬。体温・血圧を測定・記録。

(出所) Bさん作成資料、を抜粋。

以上のように、現在では妻への介護を積極的にこなすBさんであるが、これまでの介護期間では多くの問題に直面している。

① 介護サービスへのアクセスの難しさ

妻が認知症になった初期の段階では、若年性認知症であることに気づかず、何も対処しない状況であったため、徐々に認知症が進行してしまった。また、妻が若年認知症であると判明したとき(2002年頃)も、もうすでに介護保険制度は施行されて2年経過していたが、なかなかサービス利用へとつながらず、実際介護サービスを利用し始めたのは、認知症であると判明してから3年経過していた。Bさんはもっと早く認知症に気づき、また介

護サービス利用も早くできていれば、精神的に追い込まれることもなかったのではないかと述べている。

② 身体的介護の苦勞と精神的な苦勞

Bさんの場合は、妻の母が同居しているため食事の準備は行わなくてもよいが、やはり体重が増加した妻の入浴介助が非常に苦勞するとのことであった(現在は食事に気を遣っていることもあり体重は減少)。入浴はデイサービスでも利用しているが、妻は痔を煩っていることもあり、また寝る前にすっきりさせてあげたいという気持ちから毎日就寝前には入浴させているとのことであった。

そして、介護を始めた当初は化粧品の購入でもどれを購入すればいいのかわからなかったため苦勞したとのことであった。しかし、Bさん自身が化粧と関係する仕事であったため抵抗感他男性よりも低かったとのことである。また、下着については母に購入してもらったとのことであった。

そして、外出先で非常に困ったのが公衆トイレでの介助である。障害者用のトイレがない場合、妻の排泄は男性用トイレで行うことに抵抗がある一方で、女性用トイレに男性であるBさんが入り介助することも非常に困難を伴うということであった。そのため、排泄というデリケートな問題に、排泄介助の場所問題も残され、要介護者も介護者も気を遣うことが多いことが理解できた。

③ 余暇・自由時間

Bさんの休日のすべては妻の病院へ付添っているため、ほとんど休む時間がない状況である。Bさんの自由時間は、妻の就寝後1時間半程度で、新聞を読んだり日記を記入したりするとのことであった。また、介護を始めた初期の段階では、Bさん自身が病気(ヘルニア)になったことと妻のサービス利用もままならない状況であったため、仕事や介護のことを考えて精神的に追い詰められ自殺まで考えたとのことであった。現在もBさんは毎日睡眠導入剤を服用されており、今後も介護を続けていくにあたって介護者の肉体的・精神的安定が重要であるといえる。他のヒアリングにおいて、別居で主な介護者を支援し介護に関わっている方からも、同居を求められるが1人の時間をもつことが大切であると実感するため、出来る限りは同居しないで介護に関わっていきたいということが述べられている。

④ 金銭的な問題

Bさんの妻の介護には、介護サービスの利用者負担だけでなく医療費(精神科、肛門科、内科、歯科)や薬代(漢方薬)もかかり、また家のローンも10年以上残っているため、

非常に金銭的には苦しい状況である。現在は、収入だけでは賄いきれないため貯金を取り崩している状況である。

他の事例でも金銭的な問題は見受けられた。例えば、介護者である息子の借金を要介護者の父の年金で返済しているため介護サービスを利用することが難しい、要介護者である妻の年金で生活しているため、夫の介護が不十分であっても妻を施設に入所させることができない（夫の生活ができなくなるため）といった、直接的には介護サービス利用とは関係がない金銭的な問題でもその家族の生活全般と関わっているため、介護状況にまで影響を与える状況が起こっている。

(2) 仕事をもつ男性家族介護者の仕事状況

仕事をもつ男性家族介護者がどのように介護と仕事との両立を考えているのかについて、ヒアリングより明らかになった点をまとめる。

① できるだけ介護休業制度等を利用せず、仕事と介護を両立させたい気持ち

Bさんでのヒアリングでも述べられていたが、介護休業制度があることは知っていても配慮してくれる会社に迷惑をかけたくない、できるだけ仕事に影響を与えないように介護を頑張りたいという気持ちが強くうかがえた。また、Bさんの場合、ご自身の病気のこともあり、配属部署を変更することで対応してもらったという経緯もあってか、「介護休業制度等を利用するのであれば会社をやめたい」という発言や「女性で利用している人はいるが・・・」という発言もあり、介護休業制度の利用で仕事を休むことに対する抵抗感があるようであった。他のヒアリングにおいても、別居で主な介護者を支援し介護に関わっている方からも、これ以上介護が大変になるのであれば介護休業制度利用も検討するが、今はまだ利用するつもりはないとのことであった。

② 相談できる上司の重要性

Bさんの場合、妻の介護について市役所に相談する時点で、これまでお世話になった会社の上司にもBさん自身の健康問題や妻の介護問題について相談されている。その結果、配属部署の変更という措置がとられ、仕事と介護の両立が可能となった。このように、相談することができる上司の存在、職場での人間関係の良さ、会社の配慮が、仕事と介護を両立させる一つの条件であるということができよう。

③ 「ワーク・ライフ・バランス」と「ぶらさがり社員」

社員のワーク・ライフ・バランスを大切に

し、社員が働きやすい職場づくりを目指して男女ともに育児休業取得を推進しているA企業でのヒアリングでは、社員への意識啓発や情報提供の重要性が述べられた。その一方で、Bさんのように労働者側から会社へ迷惑をかけたくないというような気持ちが明らかになる反面、企業は「ぶらさがり社員」を懸念している様子もうかがえる。会社にとってのワーク・ライフ・バランスは、労働者の職場環境の整備や多様性を認めることで会社から有能な人材の流出を防ぐ、生産性の向上を図ることが重要な視点である。そのため、やはり仕事よりも家庭等を重視する傾向が強まることによって、仕事への支障を危惧する見方もあるといえよう。また、育児と異なり介護はその期間が明確ではなく、時間の経過とともに重度化していく傾向があるため、育児休業取得と同じように介護休業取得が進むのかという疑問も投げかけられた。

(3) 考察

以上のように、ヒアリングから明らかになったことは、①介護保険制度が導入されて時間が経過したのちでも介護サービスへのアクセスの難しさ、②金銭的な負担が重いこと、③男性が介護自体を行いにくい社会状況、④介護休業制度を利用しないでなんとか介護と仕事を両立させたいという気持ち、⑤仕事と介護の両立には会社の配慮、相談できる上司の重要性、であった。ワーク・ライフ・バランスの視点から、今後も介護休業制度取得など男性家族介護者を支援する施策は重要であるが、それ以前に男性家族介護者の複雑な心理状況を把握し、明らかにすることが重要であるといえる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

森 詩恵 (MORI UTAE)

大阪経済大学・経済学部・准教授

研究者番号：30341283